

① 「e-ラーニングでチェック！ 今日から使える労働法 ～ Let's study labor law ～」

若者雇用促進法においては、若者に対して労働に関する法令に関する知識を付与することが求められています(第26条)。このため厚生労働省では、高等学校や大学等において職業教育や就職活動の支援に活用できるよう、パソコンやスマートフォンなど、e-ラーニングで労働法制の基礎を学べるWEBサイトを開設しています。

このe-ラーニングでは、高校生や大学生が就職前に知っておくべき労働法の内容を紹介しており、就職先を選択するときや働くにあたって疑問を持ったときに参考にすることができます。また、現に働いている若者が仕事上で抱えるトラブルにも参考となるような事例や相談先などを紹介しています。

事例の紹介にあたっては、まんがを用いているため、労働法を知らなくても気軽に学ぶことができます。また、事例は入門編と応用編で構成されており、応用編はチェックテストで学習の理解度が確認できるようになっています。



<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>

第7章：学校での発展的学習や家庭等での個別学習等に役立つ 厚生労働省作成のオンライン教材等について

② まんが知って役立つ労働法Q&A

厚生労働省では、就職を控えた学生などが、働き始める前やアルバイトをするときに、最低限知っておいてほしいルールをまとめたハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」を作成しています。

労働法について分かりやすく解説している内容になっていますので、これから働き始める前の参考資料としてご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>

③ 知って役立つ労働法

厚生労働省では、就職を控えた生徒・学生や企業の人事労務担当者などに向けて、給料や有給休暇などの労働法に関する基本的な知識を分かりやすくまとめたハンドブック「知って役立つ労働法」を作成し、どなたでも自由にダウンロードして使える形で提供しています。

このハンドブックは著作権フリーですので、学習や研修などでご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html



④ あかるとい職場応援団サイト

本サイトは、都道府県労働局や労働基準監督署への「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加の一途をたどるなど、社会的な問題として顕在化してきている職場のパワーハラスメント問題について、予防・解決に向けた様々な情報発信を行っていくために開設されました。令和元年度にはパワーハラスメントだけでなく、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを含めた総合的なハラスメント情報サイトにリニューアルしました。

是非ご活用ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

「ハラスメント基本情報」 ハラスメントの種類と種類




あなたの周りにありませんか？こんなパワーハラ。

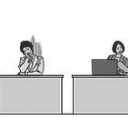
- ①身体的な攻撃
 


殴打、足蹴りを行う。相手に物を投げつける。
- ②精神的な攻撃
 

人格を否定するような言動を行う。必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。他の労働者の前で、大声で威圧的な叱責を繰り返し行う。
- ③人間関係からの切り離し
 

特定の労働者を仕事から外し、長時間別室に隔離する。1人の労働者に対し、同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。

- ④過大な要求
 

新入社員に必要な教育を行わないまま、到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し、厳しく叱責する。業務とは関係のない私用な雑用の処理を強制的に行わせる。
- ⑤過小な要求
 

管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。気に入らない労働者に対する嫌がらせのために仕事を与えない。
- ⑥個の侵害
 

労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする。労働者の機微な個人情報について、本人の了解得ずに他の労働者に暴露する。

職場におけるパワーハラスメントの状況は多様ですが、代表的な言動の種類としては、上記6つの種類があります。

*これらの例は限定列举ではありません。また、個別の事案の状況等によって判断が異なることもありえますので、職場におけるパワーハラスメントに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど適切な対応をお願いします。なお、上記の例については、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提です。

⑤ 確かめよう労働条件ポータルサイト

労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

平日夜間・土日・祝日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付けています。

【フリーダイヤル】

0120-811-610（はい！ろうどう）

平日 17時～22時

土・日・祝日 9時～21時

※ 年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。



労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

- 労働時間や割増賃金等の労働条件や労務管理に関する情報を掲載しているポータルサイトです。
- アルバイトを始める前に知っておきたいポイントや、働くときの基礎知識について、マンガや動画でも学習することができます。

【ホームページはこちら】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

